

役員に対する過大役員報酬について

同族会社の親族役員に対する報酬

多くの同族会社では、役員に親族（配偶者や父母・兄弟など）が入っており、ファミリーを経営の軸としてビジネスを展開しています。役員に任命された親族は会社のために職務執行を行う必要がありますが、場合によって高齢の父母や通常は家事をしている配偶者を役員に就任させて、特段の職務執行が無いにもかかわらず報酬を支給しているケースもあります。

ここで、問題となるのが、法人税法で規定する過大役員報酬の問題です。直近の新聞報道によれば、泡盛を全国的にヒットさせた酒造会社が、役員4人に支給した報酬計19億4千万円のうち6億円が「不相当に高額」と税務署に判断されたため、この処分を不服として同社が税務署に訴訟を起こした、という報道もありました。

過大役員報酬の規定

法人税法において、内国法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない、という規定があります（法人税法第34条第2項）。

また、ここでいう“高額な金額”とは、内国法人がその役員に対して支給した給与の額が、当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう、と規定もされています（法人税法施行令第70条第1項）。

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

判例

上述のとおり、多くの同族会社では親族に役員報酬を支給しており、会社によってかなり多額の報酬を支給していることから、税務署から指摘を受けるケースが少なくありません。また税務署からの指摘に対して訴訟を起こす会社も散見されます。

ここで、判例を見てみると、税務署が“適正性”の基礎として同業他社の役員報酬の平均値などを用いるケースが多く、裁判所もその“適正性”を認めていることが多いようです。その結果、訴訟を起こした会社が過大役員給与の認定を受ける判例が見受けられます。

役員報酬の適正性

ただし、法人税法上の規定では「当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況」も加味することが明記されており、必ずしも同業他社の平均値だけが役員報酬の適正性を示すものとは言えないと解されます。いずれにせよ、実態として、親族である役員がどのような職務執行を行い、取締役会等を通じて会社の経営に参画している（貢献している）かが役員報酬の“適正性”に関して最も重要であるといえます。

昨今の税務署の対応等を踏まえれば、いままで当然に支給してきた役員報酬の額について、その役員の職務執行と照らし合わせて、本当に適正な額なのかを検討することは良い機会かもしれません。

（文責：大草）

資料に関するお問い合わせ
税理士法人 青山トラスト 広報企画室
Email : info@aotaf.jp